

放置自転車等の撤去・保管について

新潟市自転車等放置防止条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置自転車を下記のとおり撤去し、保管したので同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき告示する。

平成 31 年 2 月 19 日

新潟市長 中 原 八 一

1. 放 置 場 所 中央区内
2. 撤 去 台 数 自転車 21 台
3. 撤 去 年 月 日 平成 31 年 1 月 1 日から
平成 31 年 1 月 31 日まで
4. 保 管 返 還 場 所 自転車等保管所 (新潟市中央区花園 2 丁目 54 番地先)
5. 保 管 期 間 平成 31 年 2 月 19 日から
平成 31 年 8 月 18 日まで
6. 返 還 日 及 び 時 間 保管日から
平成 31 年 8 月 18 日まで
午前 9 時から午後 5 時まで
7. 返 還 に 必 要 な も の
 - (1) 運転免許証, 健康保険証, その他住所及び氏名を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書, その他返還を受けようとする自転車利用者等であることを証明できるもの
 - (3) 印 鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用 自転車 1,000 円
なお, この告示にかかる自転車等で, 上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは, 新潟市自転車等放置防止条例第 11 条第 2 項の規定に基づき本市において処分する。